石島会計メモ

中央区日本橋本石町 4-5-12
友泉本石町ビル３階
石島公認会計士事務所
(03)3275-1311
発行責任者　石島慎二郎

２０２５年９月号

記念品が給与？？

記念品の贈呈

「創業５０周年」「勤続３０年表彰」「退職記念」など、様々なタイミングで記念品を贈呈することがあります。

記念品は多岐にわたりますが、記念品を贈呈した場合、税務上の取扱いはどのようになるのでしょうか。

給与となる場合も

たとえば、創業記念品。次の要件をすべて満たしていれば、給与として課税しなくてもよいことになっています。

①社会一般的にみて記念品としてふさわしいものである
②記念品の処分見込価額が１万円以下
③一定期間ごとの行事で支給する場合は、５年以上の間隔があること

上記①～③をすべて満たした記念品を従業員に贈呈する場合、給与として課税しなくてもよく、福利厚生費などで処理することができます。一方で、これらの要件を満たさない場合は、給与として課税され、源泉徴収をする必要がでてきてしまいます。

高額なものであったり、毎年記念品として渡していたりする場合には、福利厚生というよりは給料と同じように見られてしまうということです。

旅行のプレゼントは？？

長い期間にわたって会社に貢献してくれた永年勤続者に旅行をプレゼントする場合はどうでしょうか。

前述の創業記念品同様、次の要件をすべて満たしていれば、給与として課税しなくてもよいとされています。

①勤続年数や地位などに照らして社会一般的に相当な金額以内である
②勤続年数がおおむね１０年以上である人が対象
③同じ人を２回以上表彰する場合、５年以上の間隔があいている

やはり、それなりの金額であり、毎年のように贈呈されないことが要件となっています。もっとも悩ましいのは①「相当な金額」がどの程度かということです。10 万円程度であれば許容範囲内で 20 万円程度になるとやや高額すぎるかという気がします（あくまで肌感覚です）が、勤続年数や地位などに照らして判断されることになります。

金券はアウト

このように、要件をすべて満たしていれば給与として課税しなくてもよい場合はありますが、記念品として商品券を贈呈したらどうでしょうか。

商品券などの換金性が高い金券については、現金による手当を与えたことと大差がないことになり、給与として課税されてしまいます。

給与としなくてもよいのは、あくまで換金性がない、他に使用の選択肢がない、多額でないものに限られているのです。

カタログギフトは？

では、カタログギフトを記念品とした場合はどうでしょうか？最近では、旅行のカタログギフトもあり重宝されているかと思います。

カタログギフトを記念品とすると、原則として給与課税されます。品物であれ旅行であれ、自分で幅広く選択できるカタログギフトは、現金を支給しその金額で商品や旅行を購入した場合と同じになってしまうからです。

ただし、自分で幅広く選択できないものに限り、給与課税されません。旅行の実施が支給後 1 年以内であること、相当の額であること、旅行実施の根拠資料をそろえること、余った旅行券は返還するなど、制限が強く実質的に金銭を支給したことと同視できない場合は、給与課税されません。

意外とややこしい記念品

記念品が課税されるかどうかは意外と複雑なことがおわかりいただけたかと思います。せっかく記念品を贈呈した・もらったのに給与課税や源泉徴収が発生してしまった…というと台無しです。記念品の支給前には、内容や要件をよく確認するようにしましょう。